

平成31年3月1日

保護者各位

春日井市教育委員会

春日井市小・中学校部活動ガイドラインについて

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は春日井市及び春日井市教育委員会の施策に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、本市の部活動の在り方を「春日井市小・中学校部活動ガイドライン」としてとりまとめましたので、お知らせします。

これまでの部活動においては、児童生徒にとって、連日又は長時間にわたる活動等により十分な休養をとることができず、学習に支障が出たりスポーツ障害を引き起こしたりして心身の健康を害することがありました。また、一部の教員にとっては、未経験の部活動指導を担っていることに対する不安や顧問業務を行う負担で、担任業務や教科指導等のための時間が不足してしまう現状がありました。

児童生徒が生涯にわたって豊かな人間形成を実現するための資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものにするためには、速やかに、部活動の在り方に関して、抜本的な改革に取り組む必要が生じてきたことから、スポーツ庁及び文化庁のガイドライン、愛知県教育委員会の方針を基に作成いたしました。

本市のガイドラインは、春日井市公式ホームページで閲覧できます。何卒、その主旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適切な運営のための体制整備について

学校にあっては、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進したり、豊かな感性を醸成したりすることができる資質・能力の育成を図るとともに、児童生徒の自主的・自発的な参加を促していきます。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

児童生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。また、児童生徒の自主的・自発的な活動を尊重し、最新の医・科学的な見地をもとにした合理的な指導に努めます。

3. 適切な休養日等の設定について

成長期の児童生徒が、運動及び休養、睡眠のバランスのとれた生活が送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から、休養日の設定を徹底するとともに、朝練習を廃止して発達段階に応じた活動時間の上限を定めます。

4. 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備について

保護者との信頼関係を構築し、地域人材を積極的に活用するなどして、児童生徒の多様なニーズに応じた活動が行えるよう努めます。

5. 学校単位で参加する大会等の見直しについて

児童生徒にとって、部活動が教育上の意義を逸脱したり、顧問の負担が過度になったりしないよう、参加する大会・発表会を精査します。

6. 教育委員会の取組について

教育委員会は、学校の実情を踏まえて部活動指導員を配置します。部活動指導員は教員と協力しながら、技術指導だけでなく、指導計画を立案したり、大会や発表会等への引率をしたりするなど、顧問業務に携わります。部活動指導員の医・科学的見地を高めるなど資質向上を図るための研修を定期的に行っていきます。

また、教育委員会は本ガイドラインを常に検証し、よりよい部活動の在り方を継続的に検討していきます。

7. その他

「春日井市小・中学校部活動ガイドライン」に関するご質問・ご意見は下記までご連絡ください。



担当：春日井市教育委員会
学校教育課
電話：0568-85-6442